

## 総務委員会記録

- 1 期 日 平成20年11月19日（水）
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席委員 委員長 天満祥典  
副委員長 野村常雄  
委 員 桑木良典、梶川幸子、田川寿一、武田正晴、児玉 浩、  
岡崎哲夫、城戸常太、間所 了、渡壁正徳
- 4 欠席委員 なし
- 5 出席説明員  
[会計管理部]  
会計管理者（兼）会計管理部長、会計総務課長、審査指導課長、用度課長  
[総務局]  
総務局長、総務管理部長、総務課長、人事課長、行政管理課長、福利課長、財務部長、  
情報システム総括監、財政課長、財産管理課長、営繕課長、税務課長、情報政策課長、  
秘書広報部長、秘書課長、国際課長、広報広聴課長  
[企画振興局]  
企画振興局長、政策企画部長、分権改革課長、政策企画課長、統計課長、地域振興部長、  
地域政策課長、市町行財政課長、新過疎対策課長、研究開発部長、研究開発課長  
[人事委員会事務局]  
事務局長、公務員課長
- 6 報告事項  
[総務局、会計管理部、人事委員会事務局、監査委員事務局]  
(1) 平成19年度決算に係るバランスシート等の状況  
(2) 広島県立広島国際協力センターに係る指定管理者の候補者の選定について  
(3) 平成20年度上半期 米軍機の低空飛行訓練目撃情報の概要  
(4) カンボジア復興支援プロジェクトについて(JICA草の根技術協力事業)  
(5) 平成20年度広島県政世論調査の結果について  
[企画振興局]  
(6) 「広島県自治体代表者会議」及び「広島県地方分権推進連盟」の合同会議の開催につ  
いて  
(7) 「中国地域発展推進会議」の設立について  
(8) 2010年A P E C（アジア太平洋経済協力）首脳会議及び関連閣僚会合の開催誘致につ  
いて
- 7 会議の概要  
(1) 開会 午前10時34分

(2) 記録署名委員の指名

(3) 質疑・応答

○質疑（梶川委員） 県職員におけるテレワークの取り組みについてお尋ねします。広島県のサイトや県議会のサイトでテレワークやテレワーカーという言葉を検索しましたが、見つけることはできませんでした。

まず、テレワーカーの定義ですが、総務省によりますと週8時間以上事業所外の場所で働く労働者のこととされております。これから地方分権を推進していき、また大都市から広島県へのUターン、Iターン、Jターンなど定住を促進していく上で、まず広島県の職員が旗振り役となってテレワークを推進していく必要があると私は考えます。

安倍政権のときには、既に10人に1人がテレワーカーであるとして、テレワークスタッフに力を入れておりました。2005年時点でテレワーカー率は10.4%で、広くとらえたテレワーカーである週8時間未満事業所外で働く人が28.5%と、約4割の労働者が既にテレワーカーとなっており、政府では2010年までには適正な就業環境のもとで、就業人口の2割のテレワーカーを実現すると言われておりました。テレワークの施策は地域活性化を推進し、労働者の生産性を向上し、少子・高齢化の対策、在宅勤務による二酸化炭素の削減など、環境問題への寄与、そしてワーク・ライフ・バランス、仕事と生活の調和の実現など、地方に暮らす人にとっても非常にメリットの大きい政策であり、また、地方と中央のあり方、働き方の多様化による地域活性化、そして分権改革などを考えていく上で大変重要な施策だと私は思います。

隣の岡山県は、岡山市、倉敷市、岡山総合ビジネス推進協議会などが共同して、テレワーク推進プロジェクトを行っております。本県では、県職員の何%が現実にテレワーカーなのでしょうか。

よく予算編成の時期になりますと、毎年、県職員が夜遅くまで残業していると聞いていますが、事業所以外の場所、例えば在宅で仕事をして、それを評価していくような取り組みを県が主体的に推進していくことも必要なのではないかと思います。また、事業所以外で働くみなし労働時間を評価する仕組みはあるのでしょうか。県の職員が事業所以外の場所で働くテレワークに関して、どのような取り組みと評価をされているのか、お尋ねをいたします。

○答弁（人事課長） お尋ねがございました県職員のテレワークですが、現在、県職員について在宅勤務の制度は導入しておりません。

理由として、県職員が在宅勤務する際には、勤務時間の管理でございますとか、サービスの管理、またテレワークということになりますと、県庁のLANシステムへ庁外からアクセスするということになりますので、そのセキュリティーの確保など、いろいろな課題があります。

ただ、委員がおっしゃいましたように、テレワーカー自体を引き上げていこうと

というのは国の目標としてあり、実際、国においても総務省を中心に、週1回程度、試行的に取り組まれている状況もございます。本年7月の人事院の研究会では、テレワークを進めていく上での勤務時間のあり方など、先ほど言われましたような評価や勤務管理をどうするかといった報告書がまとめられ、在宅勤務を進めていく上での課題について、今から検討していこうということでございますので、県としてはこれらの動向を当面見守ってまいりたいと考えております。

○要望・質疑（梶川委員） 県では成り行きを当面見守っていくとおっしゃられたのですが、ぜひともワーク・ライフ・バランスを実現していくためにも、早帰りの運動は県でも全庁的に取り組んでいます。勤務時間の短縮だけではなく、並行してテレワークもやっていかないと、なかなか仕事と生活の調和を持って多くの人たちが働き方を選べる地域が実現するのは難しいと思いますので、ぜひとも県で前向きに検討をお願いいたします。

引き続き、このテレワーク環境に関して、県内の情報環境のインフラ整備状況についてお尋ねします。

総務省では、平成19年4月から来年21年3月までの2年間でテレワーク環境整備税制の適用期間としておりました。広島県では恐らく、このテレワーク環境整備税制の対象となった事業者や企業はないのではないかと推測いたします。特に、広島県県北地域など中山間地域では、どのような情報通信環境の整備状況になっており、何年ぐらいまでにどの程度のことを達成する予定なのか、今後の計画についてお尋ねいたします。

○答弁（情報政策課長） まず、私どもの基本的なスタンスですが、情報通信基盤の整備につきましては、やはり民間事業者が主体となって役割を担うことが基本だと考えております。ただ、採算面で、今、委員がおっしゃいましたような県北地域ではなかなか民間の設備投資が進まないということがございます。したがって、事業者、国、県、市町がしっかりと連携して、何がしか後押しをしていく対応が必要であると考えております。

県内のNTTの217の局舎がすべてADSLサービスを提供できればいいのですが、そもそもその交換機自体がサービスを提供できないところがたくさんあり、そういう局舎に一定の設備機器を設置して、サービスが提供できるように支援をしていくブロードバンド基盤整備促進事業がございます。18年度から始め、ことし12局舎を整備し合計23局舎で事業を実施した結果、県内217のうち213の局舎でADSLサービスの提供ができるようになりました。残る4局舎につきましては、22年度末までにはそれぞれの地域で取り組んでおられますCATVの事業などで代替できることになっており、局舎単位で見れば、平成22年度末には一応県内すべてで環境は整うことになります。

ただ、ADSLサービスは、半径4～5キロメートルを超えますと、信号が減衰して、十分なサービスが受けられず、中山間地域を中心に、やはり空白地帯が残っ

てくることとなります。この空白地帯をどのように埋めるかにつきまして、今年度から私どもの方でつなげるネット情報生活応援モデル事業を実施しました。この事業につきましては、前回の委員会で報告いたしましたように、庄原市と安芸高田市で事業採択し、アンテナを立ててそこから無線で電波を飛ばして、ブロードバンド環境を実現しようというものでございます。

拠点の整備と空白地帯をきめ細かく埋めていくという取り組みで、できるだけ県内全域にサービスが行き届くようにしてまいりたいと考えています。

○要望・意見（梶川委員） 情報格差の解消のためには、やはり民間企業でカバーし切れない部分を県が後押し、支援していくことは非常に大切だと思いますので、ぜひとも空白地帯を埋める努力をしていただきたいと思います。

地方分権あるいは地方定住促進といいますが、都会に比べまして生活が不便だと感じる地域には、なかなか魅力を感じてもらうのは難しいと思います。広島県の交流定住ポータルサイトを見ましたけれども、現在7割の国民はインターネットを使っているのですが、広島県の情報インフラの状況がどのようになっているのか書かれておりません。今、御説明いただいた、インターネットなどの情報通信環境についての情報をぜひ広島の暮らしサイトにも加えていただきますことを要望いたします。

最後に、本日配付されました広島県政世論調査に関して一言意見を申し上げたいと思います。

この結果によりますと、先ほど御説明がありましたように、暮らし向きは6割の人が悪くなっていると答えております。生活を支える仕事に対する不安を払拭する政策が今求められています。また、男女共同参画の項目では、子供ができて職業を持ち続けたいという人が27%、一時中断をして子供が大きくなったら働くという人が43%と、7割の女性たちが働き方の選択ができる社会を望んでいます。また、少子化の理由として子育てや教育にお金がかかり過ぎると答えた人が59%、子育てと仕事の両立支援の社会的な仕組みがないと答えている人が48%おります。子育てに対する必要な取り組みとして、出産、子育てをしやすい就労環境の整備を51%の人がしてほしい、また、子育てに関する経済支援策の拡充を望んでいる人が41%になっております。

このような県政世論調査結果から見ましても、先ほど申し上げましたテレワーク環境の整備を促進して、企業の競争力を向上し、少子・高齢化対策、地域における雇用創出、そしてワーク・ライフ・バランスの実現、通勤による二酸化炭素削減など、環境の負荷を軽減する効果などのあるテレワークの推進に向けて、県でももっと前向きに取り組んでいただきますことを要望いたしまして、質問を終わります。

○質疑（児玉委員） 県外調査で福井県に参りまして、合併をしなかった元気な町を調査してまいりました。

予算的には厳しい中でも、非常にいろいろな知恵を出しながら頑張っている、国

から出向した若い職員が国をやめ町の職員に身分を変えて、その町で取り組んでいる事例を聞かせていただきました。そういった元気な合併をしない町を見るにつけて、広島県のことを振り返ってみますと、今、市町からは合併して本当によかったのだろうか、それとも悪かったのだろうかという疑問が上がっているのが現状ではないかと思います。と申しますのも、合併した際に、合併の大きな夢を描いてまいりました。合併の建設計画というのを立てて、国からの合併特例債等を含めて、また、県事業、町の事業それぞれを含めて大きな夢を描いたわけですが、この夢が現実になかなか生かされていない。合併をして4年から5年たとうとしておりますが、これらの事業がなかなか思ったように進んでいないというのがあります。その中で、特に市長、町長から出ているのは、県の事業が予算の関係で大幅に削減されている、10年間という合併特例債の期限がある中で合併特例債をほとんど使えないままに県の予算がつかないということも含めて、事業ができないのではないかという声が聞こえてまいります。こういった市町の意見に対して、県の方はどういったお考えをお持ちなのか、まずはお聞かせ願いたいと思います。

○答弁（市町行財政課長） 合併建設計画につきましては、委員御指摘のように、合併後の新たなまちづくりの基本となるものでございまして、重要な役割を担うものと考えております。このため、市町の事業につきましては、財政状況も勘案しながら、市町において効果的、効率的な推進に努めておられるところでありまして、また、県事業につきましては、厳しい財政状況でございますけれども、着実な推進を図ってまいりたいと思っております。

ただ、県も新たな具体化方策等に伴う公共事業等の削減というようなこともございますが、例えば今年度の県の予算におきましても、県事業の場合、道路事業が比較的大きなウエートを占めておりますけれども、合併後のまちづくりを支える道路につきましては、重点的に推進していくという取り扱いもしているところで、できるだけ削減の影響がないように配慮し、進めていくこととされております。

私どもとしても、委員御指摘のようないろいろな問題をよく踏まえまして、市町ともよく課題を共有しながら、検証に努め、可能な限り着実に、真に必要な事業が推進されますよう努めていきたいと考えております。

○質疑（児玉委員） 限られた予算の中でということだと思いますが、実際に合併建設計画は、何百億円という単位でそれぞれの市町が計画されていると思うのです。合併特例債の期限が10年と限られておりますが、国にこの期限延長を求めていくようなことができるのかどうか、本当にやりたい事業ができなくなる可能性が現在の県の財政状況の中であると思うのですが、こういったことについてはどういうふうにご検討されるのか、お伺いします。

○答弁（市町行財政課長） 合併特例債につきましては、合併特例法上、期限が合併後10年ということになっております。先ほど申し上げましたように、現在の進捗状況、あるいは個々の事業が抱える課題等も含めて、市町とよく協議をしながら、できる

だけ進むように助言、協力をしてまいりたいと思います。

そういった課題について、現段階で、県内で具体的な形で幾つか聞いているという状況ではございませんけれども、そういった懸念もあるということもよく踏まえまして、今後の対応等も考えていきたいと思っています。

合併市町に対するさまざまな支援については、毎年、国に対しても要望しているところではございまして、そういった基本的なスタンスのもとに委員御指摘のような課題も検討していきたいと思っております。

○要望（児玉委員） 広島県の場合は、合併の促進をされて、全国でも合併の優等生という評価を受けております。ぜひとも、合併したのが失敗だったと市町が言わないように、進めていった広島県の立場からしても、合併して何とか合併しないよりはよかったという評価を受けるように、国の制度改正も必要かもしれませんし、県の支援も必要だと思いますので、お願いをしたいと思います。

○意見・質疑（渡壁委員） 今の児玉委員との関係で言いましたら、本当のことはやはりぐさと言わないと、いいことにならないと思うのです。地方交付税が物すごく削られていることはもう間違いない、だから、従来どおり10年間は合併しても旧の町と同じだけ交付税はやるという約束になっているわけで、パーセントはそうなっているのだけれども、総額は削られているのだから、それはもう合併建設計画は立てているけれども、もともとこれは実現しない。それで、国には毎年陳情しているが、これが実態なのです。国がしてくれないとできないことであるという意味なのです。これはやはり地方分権を進めなかったら、もうできない。合併というものは、地方分権と表裏一体で進められなければいけないものである。ところが、合併だけが進んで、分権の方が全然進まないものだから、実行できないということになっているわけです。

大体、日本の政治は閉塞状況にあり、先ほどの60%以上の方がこれから悪くなると思っているということが統計数字でもあらわれている。その閉塞状況はどこから来ているかという、一つは中央集権、一極集中である。憲法では地方自治が認められているけれども、地方自治の形骸化というのが進んでいるわけです。いつも言うけれども、県・市町が予算を組むにも、地方財政計画で、はしの上げおろしまで決められて、それにのっかって予算を組まなければいけないのである。東京で鉛筆を投げてぱちっと決めたら、もうそれ以外のことはできない仕組みなのである。体が大きい者も小さい者もいるのに同じ洋服を着せるのだから、それは地方が窒息死するのは当たり前のことである。そこが日本の政治の今一番どうにもできないネックになっているわけで、だから地方分権が必要だということを盛んに言っているわけである。ゆうべのテレビでもそういうことが報道されていたということである。

合同庁舎へは芦田川と太田川、それから国道の何本かを広島県に移譲するように申請しました、そういうことを国に要求しようと思いますという報告を受けました。何かここまで来るとなかなか難しいようで、国は、権限を移譲すると言いながら、

ビルを建てており、移譲する気は全くない。こういうことで国へ私が行こうと思えますと言うけれども、上品な人ばかりが行ってもこれはだめである。もう少し、我々県議会にいる者も、総出でばあっと押しかけて行って、権限をくれというようなことをしなければ、今のような生ぬるいことでは、国の方はもう渡す気は全然ない。

簡単に言えば、説明しても、お金の自由がきいていないのだから、自立権が認められていないのだから、地方分権で地方主権を確立していないのだから、ここで幾ら質問しても、今のような市町の窮状というのは救うことができない。病院でも、次から次と廃止でしょう。私は、福山市の内海町の横島の出身であるが、横島での中学校、小学校のときの同級生が118人おりました。それで、ことし何人の子供が生まれていると思いますか。たった2人しか生まれていない。何年か後にはこの島は無人島になる。これはこの島に限ったことではない。山間部も含めて、どこに行ったって今そういう状況になっているわけで、疲弊はもう極限に達している。疲弊が極限に達しているのは、中央集権で、中央で適当に地方のことをやっているから、過疎対策なども長年やってきたけれども、全然、効果を発揮していない。地方に自主性を持たせてやっていない。分権をしなければいけないのである。そうしないと、もうこれは救われないと思う。そのところがネックになっているのだから、それがネックですとあなた方も言わなければ、どうにもならないのです、私たちがお金を左右することはできないのですからどうにもならないことです、ちょっと性根を入れて議員の皆さんもやってください、こう言えばいいのです。

この間、東京に権限移譲の話をしにだれが行ったのかと聞いたのだけれども、土木局長が行っているのではないですか。土木局長は東京から来ているのです。あすにでも、東京へ帰るかもしれない人なのです。その人に権限を、県にもらってこいと言ったって、そんなこと言えはしないのだから行く人もかわいそうで気の毒です。

中四国9県の知事は、8人まで中央官僚出身です。広島県の藤田雄山知事が一人だけ中央官僚出身ではない。全国もそうなっているので調べてみなさい。そこで地方分権が議論される、これは茶番劇です。分権は進むわけがない、そういうことを見越して国の方は権限をよこさないわけである。国会議員もそういう人に毎日会っているのです、国会でもなかなか分権しようという雰囲気にはならない。

だけど、分権を進めなければ、今のままでは日本の出口はないのです。地方は疲弊してしまって、死んでしまいます。労働力だってどんどん下がっていくではないですか。減っていくではないですか。基本はそこにあるわけだから、日本の政治制度を根本的に変えるということが必要なのです。だから、そういうことを主張してください。もう何回も言っているように、企画振興局長の役割というのは物すごく大きいのです。嫌われてもどうしてもやらないといけない。それをやらなければ、国全体がだめになるし、広島県ももちろんだめになります。だから、もうそんなことで、土木局長を行かせるなど言いなさい。土木局の広島県の生え抜きが行きなさい。

い。それでけんかをしてこいと。そのようにしないとだめです。中央から来ている者が行って、ちゃらちゃら上手を言ってきたからといって、それでは前に進まない。私はそう思う。権限がとれることになったかならないか、ちょっと言ってみてください。芦田川と太田川の権限、道路の権限はこっちへもらうことになったのかどうか言ってみてください、どうなっているのですか。

○答弁（企画振興局長） 地方分権ですけれども、この声が上がったのは、私の記憶で申し上げますと、たしか昭和40年代の半ばに当時横浜市長だった飛鳥田一雄さんが言われた、これが私の記憶している限り最初であったような気がいたします。それからさまざまな人たちが地方の時代だとか、広島県におきましても宮澤知事もそういうことを主張された時代がありましたが、第1次分権改革、三位一体改革、今、第2次の分権改革という形になっておりますが、ここへ来て、我々が主張しております地方分権改革にやっと手が届くところに来たような気がいたしております。

そういう中で、さきの委員会でも渡壁委員が御指摘になりましたように、やはり地方分権というのは棚からぼたもちが落ちてくるような状況にはいきません。大きな流れでは、いずれ国が地方をコントロールするという財政上のひずみ、あるいは我が国の統治システムのひずみの中で、地方に責任を持ってなくなったときには来るかもしれませんが、当面は、地域が地方のことは地方でできるという体制を実現するために、国から闘い取ってくるという気概を持ってやる必要がございます。そのためには、まず、これまで長い間続いた、市町は県に依存し、県は国に依存するという構造そのものについてよく理解することが必要でございます。その上で渡壁委員がおっしゃるように、これはみずから立ち上がって奪い取るというぐらいの気持ちが必要だと思っておりますので、私のところでは分権改革を中心にやってきております。

先ほどありました道路、河川でございますが、おっしゃるとおり、私は広島県の出身ですから、知事の方から、私を窓口にして道路、河川の問題については国土交通省と調整をしている状況でございます。

状況を申し上げますと、まず、全国知事会と国土交通省の間で大まかなルール、方向を決めました。一つは、国土交通省が公表しておりますような考え方だけに閉じこもってしまって対応するのではなく、地方の意見に弾力的にこたえることを前提にして協議していこうということと、それから地方に移譲したものについては、今、国が管理しているのと同じ状態の財源措置等を行うということで、決して地方を分離しないというルールのもとに各県が調整しているところでございます。

10月3日に中国地方整備局から、道路については、海田の大正交差点のあたりから呉までが31号、呉から竹原を通過して三原までが185号でございますが、これについては、完全な形ではないのですが、権限移譲を考えてもいいということが前提の申し出がございました。河川につきましては、私どもは県内完結河川、あるいはおおむね県内完結河川ということで太田川、それから芦田川について移譲を受けたい



と申しておりますが、その時点では移譲予定なしということで申し出があつて、現在、そうではないのではないかという県の立場と国の立場を調整している状況になっております。いずれにしても、この問題はハードルが高いですが、引き続き頑張っていきたいと考えております。

○意見（渡壁委員） この間、伊藤忠商事へ行き、地方分権改革推進委員長にお会いしまして、委員長が我々に言ったのは、国の方では、地方ではなかなかできないということを使うけれども、地方の方は全部できます、何でもうちでできると言ってくれとのことでした。国でやっていることは国家公務員がしているのかといえば、技術のことから含めて、コンサルタントに出してやっている。だから発注元が国であるか国土交通省であるか、あるいは県の土木局であるかというだけの話で、技術的な問題は実際にはないのだそうです。発注元が変わるだけの話だから、全部できると言ってくれ、そうしなければ国はなかなかやりません。麻生総理大臣とはやるという約束をしたけれども、実際に官僚のところへ行ったら、もう皆ペアである。それに今度は、絡んでいる国会議員も賛成しないから国も前には行かない。そんなことになっているわけである。

これは日本の政治の根本構造を変えるということなのだから、強いエネルギーが要るのである。だから、上品な人ばかり集まって何回議論しても前に行かないので、みんなの力を結集していくというスタイルにしなければ、さっきの会合でも、国に行って予算をもらってこなければいけない、上品な人ばかり行っても、強く言うことはできない。だから強く言える人を連れていかなければいけない。次の段階になったら、うちに予算をつけてくれという話をしなければいけないのだから、そういう人ばかり行って、分権を進めてくれということ強く言えるかと言ったら、なかなか言えないのです。もう県議会議員やその他もみんな押しかけていくスタイルにしなければ、それは変わりません。それをやらなければ、幾らやっても、御案内のとおりで広島県も毎年財政再建だと言って、職員の賃金を切ったりいろいろやるけれども、結局、不足額が一つも減らない。だから、今のままでは幾らやっても出口はなく、どうにもならない。分権をやる以外ない。だから、強く当たってもらいたいと思います。局長は旗振りだから、前を向いて、たあっと走りなさい。そうしないとだめです。

○答弁（企画振興局長） まずは道路、河川の管理のノウハウの問題ですが、一級河川、太田川にあつても上流部分のほとんど、下流についても京橋川、猿猴川については県が既に管理しております。芦田川も上流部分のほとんどは県が管理しており、河川も道路も国道であつても県が管理しているものがございますから、財源、権限が来れば県の今のノウハウで十分できると考えているところでございます。

それから、自治体代表者会議及び地方分権推進連盟の国会議員に対する要望・提案活動でございますが、県の市長会、町村会の方からもイの一番の提案として地方分権を進めていただきたい、我々もやるという表明をいただいておりますので、当

面、この地方六団体、知事、議長、市町長、市町議長、こういう形で国会議員に地方の声を伝えていきたいと思っております。

加えまして、さまざまな取り組みを私どものところでやっておりますが、今、委員御指摘のようなことも踏まえて、最大限、まさにことし、来年が正念場だと思っておりますので、頑張っていきたいと考えております。

(4) 閉会 午前11時40分